

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成24年2月

1 現 状

(1) 職種と人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	高浜市役所				民 間			A/B
	職員数	年齢	給料月額	給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年 齢	平均給与月額 (B)	
用務員	1人	56歳	273,900円	312,703円	用務員	53.8歳	209,700円	1.5

※「給料月額」とは、平成23年4月1日現在における該当職種の職員の基本給である。

※「給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)において公表されているデータを使用している。
(平成20年～平成22年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	40歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	5	5	5	5	5	以上
用務員	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

平成21年4月より、看護職がなくなったため該当なし。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、高浜市定員適正化計画に基づき、平成12年度から退職者不補充職種としており、新規の採用は行っていない。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な取組内容

平成9年度から全職種を対象とした高浜市職員勤務評定制度を導入しており、勤務成績が劣る職員については、昇給に反映することとしている。(平成19年度より制度改正)

平成12年度より、技能労務職の退職者不補充及び民間委託への段階的移行を図っている。

平成18年度より保育手当等の特殊勤務手当の廃止を行なった。

4 その他

技能労務職は退職者不補充職種であるため、順次民間委託を行うなど、今後も引き続き適正な定員管理及び業務のアウトソーシングを推進していく。